

令和4年度(2022)

研究紀要

第二十四輯

インターネット上の誹謗中傷対策の現状と展望

プロバイダ責任制限法改正を中心に

京都大学大学院法学研究科 教授 曾我部 真裕

性の多様性の理解—学びとその解体に向けて

広島修道大学人文学部 教授 河口 和也

ジェンダーギャップ是正で「誰も取り残さない社会」を

ジャーナリスト・相模女子大学大学院 特任教授 白河 桃子

【実践ノート】

自尊感情の高揚を目指して ～神出学園の取組～

兵庫県立神出学園 校長 宮脇 智子

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

Bulletin of
The Researches

第二十四輯 刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における人権教育及び啓発・研究を進めてきました。

少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化など社会環境が著しく変化する中、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しています。インターネットによる人権侵害、職場や学校でのいじめ等の課題に加え、外国人や性的少数者の人権、さらに最近では、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や差別的な扱いなど、様々な人権問題が後を絶ちません。

「人権に関する県民意識調査（平成 30 年度）」の結果をみると、人権に関して知識としての理解は県民に広まりつつあるものの、年代等により人権意識に差があり、また自身の問題として理解し、行動に結びつけているかという点では、いまだ十分とは言えない傾向がうかがわれます。

このような状況を踏まえ、公益財団法人兵庫県人権啓発協会では、新たな啓発・研究活動に取り組んでいます。研究紀要の構成を刷新し、県民の関心の高い人権課題や解決が急がれる人権課題について、より多くの県民が正しく理解し、その課題解決にむけての参考となる内容にしています。また、人権教育・啓発を実践する現場からの報告として「実践ノート」を引き続き掲載しています。読者の皆様には、この「研究紀要第二十四輯」を、これからの人権教育及び人権啓発を進める上で参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、この「研究紀要第二十四輯」の刊行にあたり、ご多用の中、研究論文をご執筆いただきました先生方に心からお礼を申し上げます。

令和 4 年 9 月

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

インターネット上の誹謗中傷対策の現状と展望 プロバイダ責任制限法改正を中心に

京都大学大学院法学研究科 教授 曾我部 真裕

1. プロバイダ責任制限法改正の背景・経緯

2021年4月21日、改正プロバイダ責任制限法が成立し¹、2022年10月1日に施行される。今回の改正は、インターネット上でなされる権利侵害投稿に関する発信者情報開示制度について大きな改革を行うものであり、後述のような経緯で、検討段階から大きな社会的注目を集めてきたものである。

今回の改正は、筆者が座長を務めた総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」（以下、「本研究会」という）²での議論を基礎としているが、本研究会の経過は異例のものであったことをまず記しておきたい。

本研究会での議論には、かなりの社会的注目が集まったが、それは、2020年5月23日に起こった、プロレスラーの木村花氏の自死がきっかけである（「テラスハウス事件」ともよばれる）。人気リアリティ番組「テラスハウス」に出演していた木村氏は、番組内での言動に関してSNS上で激しい誹謗中傷を受けており、その影響があったと言われる³。

しかし、本研究会が検討を開始したのはそれに先立つ同年4月30日であって、テラスハウス事件が本研究会設置の契機となったわけではない。第1回会議の議事内容を見ると、発信者情報開示の対象拡大のための総務省令改正や、任意開示の拡大などの点が課題となっていることが分かる。いずれも、当時、発信者情報開示の実務で問題となっていたものであり、それを法律の改正などの大規模な対応ではなく、実務的な対応を検討しようとする、いわば地味な研究会としてスタートしたのである。

ところが、テラスハウス事件を受けて、折しも開催されていた本研究会に一躍スポットライトが当たり、政治レベルの関心も向けられた。すなわち、6月には自由民主党及び公明党からそれぞれインターネット上の誹謗中傷・人権侵害等に関する提言がなされ、そこでは、法改正も含む本格的な検討を求めている。

本研究会のアジェンダが拡大し、プロバイダ責任制限法の大規模な改正を伴う「新たな裁判手続」を検討する方針が打ち出された背景には、こうした社会的・政治的状況があったことは否定できない。

2. 今回の改正の概要

（1）はじめに

今回の改正により、プロバイダ責任制限法の総条文数は、5か条から18か条へと3倍以上となり、大改正であったと言える。その柱は、①新たな裁判手続の創設、②開示請求を行うことができる範囲の見直し（ログイン時情報の開示）の2つである。条文数が増えたのは主に①に関する手続が規定された

1 神田知宏弁護士のウェブサイトで、改正を反映した法文が公開されている（<https://kandato.jp/newproseki/>）。

2 本研究会の資料は、総務省ウェブサイトで公開されている。
（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/index.html）

3 当該番組に対しては人権侵害等であるとしてBPO（放送倫理・番組向上機構）放送人権委員会に申し立てがなされ、2021年3月30日に委員会の決定が公表されている（https://www.bpo.gr.jp/?p=10741&meta_key=2020）。事実経過に関しても、この決定文がある程度参考になるとと思われるのでここで言及しておく。

ことによるが、主に②を導入したことにより規定が非常に複雑となり、難解な内容となっている。そのため、予備知識⁴のない読者にコンパクトに分かりやすく伝えることは困難ではあるが、以下が概要である。

（２）ログイン時情報の開示

便宜上②から述べると、電話番号の開示がすでに省令改正によって可能になっているが⁵、権利侵害投稿に関する発信者情報ではなく、ログイン時の情報の開示については、法律の改正を要した。ログイン時の情報は、改正法 5 条 1 項、3 項により、「特定発信者情報」として定義され、通常の開示要件に加え、補充性要件が付加された（5 条 1 項 3 号）。

（３）「新たな裁判手続」

（「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」）

①については、現行法では、コンテンツプロバイダ（SNS 事業者など）に対する仮処分申立てによってまず発信者の IP アドレスやタイムスタンプの開示を受け、その情報をもとにアクセスプロバイダ（携帯電話事業者など）に対して本案訴訟を提起して発信者の住所・氏名の開示を受けるという 2 段階の手続、しかも裁判手続が必要となっている。今回の改正で導入された「新たな裁判手続」（法律上は「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」と呼ばれる（改正後の第 4 章））により、これを 1 度の非訟手続で行うことが可能となった。

そこでは、権利侵害の明白性など発信者情報開示の要件が充足されているかどうかの審理と並行して、コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダへの発信者情報の提供と、後者における発信者の特定作業とがなされ、裁判手続が 1 度で済むことはもちろん、トータルとしての開示までの期間の短縮が企図されている。また、非訟手続であるために立証方法や程度について裁判所による柔軟な判断が可能となり、事案の争訟性の程度に応じて、裁判所の判断によって、迅速に対応すべき場合と、じっくりと争わせるべき場合との切り分けが可能となった。

（４）発信者の保護等

本研究会の議論の中で懸念が示された開示請求の濫用防止ないし発信者の保護に関しては、プロバイダの義務等が若干加重された。すなわち、開示請求を受けたときには、原則として発信者への意見照会を行わなければならないのは従来通りであるが、開示に反対する旨の意見である場合にはその理由も含めて聴取しなければならないとされた（6 条 1 項）。また、開示命令を受けたときは、開示に反対する旨の意見を述べていた発信者に、その旨の通知をしなければならないこととされた（6 条 2 項）。また、「新たな裁判手続」において、「利害関係を疎明した第三者」として、発信者には、事件記録の閲覧・謄写等が認められる（12 条 1 項）。ただ、改正法に反映されたのはこの程度であり、開示請求の濫用防止ないし発信者の保護に関しては、前段落で見た通り、事件を審理する裁判所の事案に応じた判断に委ねられるところが大きい。

4 前提知識については、例えば次の拙稿で解説している。「SNS 中傷対策と表現の自由を考える」月刊公明 177 号（2020 年）48 頁（<http://hdl.handle.net/2433/253720>）

5 SNS 事業者は投稿者の電話番号を保有していることがあり、その場合、アクセスプロバイダに 2 回目の開示請求をせずとも、弁護士会照会（弁護士法 23 条の 2）によって SNS 事業者に電話番号の開示を求める可能性があり、発信者情報開示制度とは別のルートで発信者にたどり着くことができる場合が生じた。

なお、今回の改正後も、従来の２段階の手続を用いることは可能である。また、発信者情報開示請求権が実体的権利として存置されたため（５条１項柱書）、裁判外（任意）開示も引き続き可能である。

（５）裁判外（任意）開示の促進について

前項の最後に見たように、裁判外開示は改正前も改正後も可能であるが、権利侵害の明白性という開示要件を充たしているかの判断を事業者が行うことは困難だとして、裁判外開示を受けられれば救済面で極めて有益であるにもかかわらず、裁判外開示がなされることはそれほど多くないと言われている。

この点について、本研究会では、民間主導の取組を総務省が支援するという姿勢が示された。これを受け、一般社団法人セーフアーインターネット協会（SIA）が、有識者からなる「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を設置して検討の上、2021年４月、「権利侵害明白性ガイドライン」を定め、「権利侵害明白性ガイドライン相談窓口」を設置した⁶。

もっとも、この「権利侵害明白性ガイドライン」によって権利侵害の明白性ありと判断できる事例はかなり限定的である。しかし、裁判外開示には応訴の負担が生じない点でプロバイダにもメリットがある上に、裁判外開示の重要性を指摘した本研究会のとりまとめと「権利侵害明白性ガイドライン」、相談窓口とが相まって、裁判外開示の重要性を再認識させるメッセージを発しているといえ、これを契機に裁判外開示が一定程度促進されることが期待される。

３．今後の課題、関連する動きなど

（１）改正法の安定的運用

本稿執筆時点（2022年８月）で、改正法の施行規則等も出そろい、10月１日の施行を待つばかりとなっている。「新たな裁判手続」は複雑で異例な裁判手続であるため、その部分部分でどのような運用がなされるのか、その過程でどのような課題が生じるのか、未知数なところが少なくない。また、複雑であるだけに事件を担当できる弁護士の専門性も問われる。改正法を広く周知し、利用を促進することによって安定的な実務を早期に確立することが期待される。

改正法の附則では、施行後５年経過後に施行状況について検討すべきことが定めており、それに向けて運用状況を注視する必要がある。

（２）外国会社の登記促進

これまで触れてこなかったが、誹謗中傷問題の対策を困難にしている原因の１つとして、広く利用されているSNS等の運営事業者が海外の企業であるということがある。そのために、裁判手続を行うにも、複雑な手続を要するために、時間も費用も掛かり、被害者にとって大きな負担となっていた。

改正法の「新たな裁判手続」では、この点の負担の軽減も意図されているのだが、改正法とは別に、最近になってより抜本的な対策が促進されるようになった。それが外国会社の登記促進である。

実は、日本で事業を行う外国の会社は、外国会社の登記を行わなければならないとされている（会社法817条）。そして、登記を行うと、裁判手続においては国内企業と同等の扱いとなり、上記の問題は

6 一般社団法人セーフアーインターネット協会「権利侵害明白性ガイドラインの公表と権利侵害明白性ガイドライン相談窓口設置について」（2021年４月５日、<https://www.saferinternet.or.jp/info/17309/>）。

大幅に解消する。ところが、この規定は十分には遵守されておらず、海外の大手 IT 企業の多くも登記を行ってこなかった。そこで、2022 年になって法務省は登記を促す措置をとり、グーグルをはじめとする一定数の企業はそれに応じて登記を済ませたと発表されている。今後は、登記を行わない企業への対応が焦点となる。

（３）侮辱罪の法定刑引き上げ

今回の主題である改正法とは別の対策となるが、2022 年 6 月、侮辱罪の法定刑の引き上げ（いわゆる厳罰化）が行われた（翌月に施行されている）。侮辱罪（刑法 231 条）には、これまで「拘留又は科料」という罰則が定められていた。拘留は 30 日未満の身体拘束、科料は 1 万円未満の財産刑であり、軽きに失するのではないかとの批判がかねてなされている（しかも、拘留は實際上ほとんど例がない）。冒頭で、自民党等からの政策提言がされていたことに触れたが、そこでもこの点の指摘がなされていた。

改正により、1 年以下の懲役・禁固、あるいは 30 万円以下の罰金も科せるようになり、事案の悪質さに応じた科刑が可能となって誹謗中傷対策の実効性向上に寄与することが期待される一方で、政治家に対する批判など表現の自由との両立のあり方が不明確であるとの批判も見られ、今後の運用状況の注視が必要だろう。

（４）マクロの視点からの対策

これまで論じてきたのは、個別の投稿に対して法的責任を追及し、被害者救済を図るといういわばミクロの局面であったが、マクロの局面として、SNS 事業者による削除体制の整備を促す施策も展開されている。

すなわち、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」が 2022 年 8 月に公表した「第二次取りまとめ」では、誹謗中傷や偽情報へのプラットフォーム事業者への対応につき、モニタリングの結果を踏まえ、自主規制として透明性や説明責任の確保が求められるとの提言がなされている。すなわち、削除に取り組む体制や件数等を公表し、輿論の評価にさらすことによって更なる改善を期待するという考え方である。こうした仕組みを法制化すべきだとの意見もあり、今後の展開が注目される。

性の多様性の理解—学びとその解体に向けて

広島修道大学人文学部 教授 河口 和也

人権問題としての性のあり方

2000年代に入るところには、性的指向や性自認（当時は「性同一性障害」というカテゴリーであった）に関しては、徐々に「人権」の問題としてとらえられるようになってきた。この背景としては、性同一性障害が治療の対象として認識され、さらに戸籍の性別変更可能性等が法的権利として議論され始めたこともあっただろう。戸籍における性別変更は、2003年に審議され、2004年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されるに至り可能となったのである。また、世界的には1980年代に始まったエイズ禍が日本では1990年代に深刻化し、そうしたなか「男性同性愛者＝エイズ」というイメージが社会に流通し、そのことからゲイ男性やそのセクシュアリティに対して否定的なレッテルが貼られるということも起こった。

国連は1995年から2004年までを人権教育と啓発に取り組む10年と定め、「人権教育のための国連10年」とした。その決定を受けて、日本国内でも1997年に国内行動計画が策定され、地方自治体に対してもこの決議に沿った具体的な取り組みの実行が期待されていた。

こうした社会状況を背景として、自治体において新しい人権施策の指針が策定されることも多かった。東京都も新たな指針を策定しようと専門家による懇談会を設置して、議論を開始した。その懇談会の議論では、同性愛者も性同一性障害者も人権擁護の対象として指針に含めようという流れが出てきたようだが、都庁では「同性愛」については「趣味・嗜好」とであるととらえられて、人権概念にはなじまないという意見があることが示唆された。反対意見とは「好みや趣味で同性愛を選ぶ人もいる。人種や性別など『生まれ』による差別と違うのでは」とか、「人権概念として未成熟。都民に理解されない」などというものだった。〔朝日新聞 2000年7月19日〕

『世界人権宣言』の第二条には、「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的・社会的出身、財産、出自その他の地位、これに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享受することができる」と謳われている。18世紀後半に出現したと言われる人権概念は、1948年に国連で採択された世界人権宣言にあるように、本来「すべての人」に適用されるものである。しかしながら、たとえば東京都によって策定された人権指針では、人権概念に包摂されるカテゴリーと、そこから排除されるカテゴリーが想定されている。

性的マイノリティに対しては包摂と排除という相異なる見方があった一方で、世界的には「性の多様性」という考え方が徐々に浸透してきた。大企業等をはじめとして、「多様性と包摂 ダイバーシティ & インクルージョン」という理念が共有されはじめ、性のあり方についてもこうした枠組みで対応しようという機運が高まってきた。

「性の多様性」とその考え方の広がり

フランスの思想家であるミシェル・フーコーは、性については抑圧されているのではなく、人びとは

性について語り、その言説を社会のなかで生産し拡散していると述べる。近代以降のこうした流れのなかでは、性のあり方は必然的に多様になる定めをもっているともいえる。過去の時代には、性は医学者や性科学者が聴き取り、それが言説化され、新しいジェンダーやセクシュアリティが作り出された。そうした状況では、性のあり方（の生産）は限定的であったかもしれないが、近年、インターネットやSNSの出現により、個人が自分の性を語るための装置が広く分散し、社会に浸透した結果、性の多様化には拍車がかかった。こうして、日々、新たな性のあり方が増殖している。また、そのようななかでは、「性の多様性」という場合には、めざすべき目標ではなく、前提として考える必要もでてきている。

このような「性の多様性」や「性の多様化」が進むなか、たとえば教育の領域においては、「みんな違ってみんないい」というスローガンが活用されることが多いように思う。これは個人個人の違いを尊重し、そのなかで「個性」を大切にしていこうということを目標とする標語である。これ自体、目指すべきひとつの（教育）理念としては肯定できる。しかし、正直なところ違和感も残るといわざるを得ない。その違和感とは何か。

差異をとらえる

「みんなちがってみんないい」のなかで「違い」あるいは「差異」はどのように認識されるのだろうか。理想的には、どのような「違い」であっても同等であるとみなされて、そのように対応されるにこしたことはない。しかし、たとえば性をめぐっては、「性的マジョリティ」と「性的マイノリティ」という位置づけが存在し、「性的マジョリティ」は「ふつう」とみなされる。この「ふつう」が「生きづらさ」を生じさせることもある。そして、この「ふつう」は一般には語られないことで、「ふつう」の位置を保つということになる。たとえば、「同性愛」という言葉は、たとえば岩波書店の『広辞苑』では、初版（1955年）で「性的対象として同性の者を選ぶこと。またその愛情」と記述されていたが、第2版（1969年）と第3版（1983年）では、「同性を愛し、同性に性欲を感じずる異常性欲の一種」という同性愛嫌悪的な記述となった。1991年の第4版からはこの記述は削除されている。他方、「ふつう」とされた「異性愛」という言葉が『広辞苑』に掲載されたのは、2008年（第6版）になってからのことなのだ。

性的マイノリティのなかの多くの人はこうした「ふつう」によって生きづらさを感じてきた。「男の子は青がすき」「女の子はピンクが好き」が「ふつう」？「男子の制服はズボン」、「女子の制服はスカート」は「ふつう」？「人は思春期になったら、誰かを好きになる」のは「ふつう」？「男性は女性が好き」「女性は男性が好き」が「ふつう」？

ジェンダーやセクシュアリティにかかわる「差異」は見えないことが多く、であるからこそ、カミングアウト¹という実践によって自分たちを社会のなかで見える存在としてきたし、見えなかったジェンダーやセクシュアリティを暴き立てることによるアウトティング²ということも問題になってきた。そして、見えないことによって、これまで社会のなかでは性的マイノリティは「いないもの」とされてきた。そして、「差異」が見えるようになってくると、その差異によって、個々人が認識されるようになる。たとえば「同性愛者」「両性愛者」「異性愛者」「性同一性障がい者」「トランスジェンダー」などのように。

このようなとらえ方では、「差異」は個人と個人のあいだに存在することになる。それは「カテゴリー」、

1 カミングアウト：自らの性的指向や性自認（性同一性）を自らの意志で他者に伝えること

2 アウティング：本人の同意なしに、その人の性的指向や性自認（性同一性）を第三者に伝えたり、暴露すること

あえて言えば「社会的カテゴリー」となる。もちろん、個人と個人のあいだの線引きをすることで「差異」を可視化することはある。アイデンティティやコミュニティと言われるものは一部、そうしたカテゴリーごとの差異によって作り出される側面をもっている。アイデンティティやコミュニティは、同じようなカテゴリーの人たちの結束の旗印となる場合もあれば、そうではない人たちにとっては排除の作用を及ぼすこともあるのだ。

「みんなちがって、みんないい」という場合の「違い」が、個人と個人のあいだの違いとして認識されるとき、その違いに対して無関心になったり、あるいは当事者とそうではない人を分けるものとしてとらえられることもある。この場合、違いは他者どうしがつながる契機となるよりは、他者を排除するものとして作用してしまう可能性もある。では、この「差異」が人と人とのあいだのつながりをもたらすものとなるためにはどのように考えたらよいであろうか。

そこで、自分のなかにある多様な差異に目を向けることを提案したい。たとえば「わたし」のなかにある様々なカテゴリーは「日本国籍をもち、大学教員で、名古屋に生まれ、現在広島に住み、ゲイで、大学院までの教育を受け、現在50代で、お酒を飲まず、牡蠣が嫌いで、それほど『男らしくもなく』、……」となる。このように、「わたし」のなかにも多くの、そして多様な「差異」が存在する。こうした「差異」自体が多様であり、また社会的に多数派であったり、特権的な位置を占めるものもあれば、少数派であったり、あるいは社会において享受できる権利がそれほど認められているわけではないものもある。人は、個人として多数派と少数派のどちらかに振り分けられるのではなく、むしろこうした個人内部の差異を注視すると、その多様性やこれまでの見方とは異なる自らの社会的位置や状況を自覚することができる。こうした個人内部に存在している差異は、他者とつながる際のひとつの契機であり、回路になる可能性をもつ。そして、そのなかのある部分は、「共感」につながることもあるだろう。

こうした個人内部の様々な差異に気づき、他者における差異にも目をやるとき、ジェンダーやセクシュアリティの「差異」も含めて、「目の前にいる人間には必ず自分には見えていない側面がある」ということを前提に人と接することが必要になる。美学研究者の伊藤亜紗によれば、このような態度は「倫理的」なものであると述べている。また、一人の人間は「差異」の束であり、それは「多様性」の宝庫（そして自分にも気づかれていない差異に気づく可能性を考慮に入れると無限な存在：「多様性」＝「無限性」）ともいう。そして、倫理的であることは「優劣」や「善悪」の判断で決めつけることなく、価値観それ自体を考えることも含めて、関係性のなかで価値を考えることであり、それは「配慮」を経た「敬意」であると。[伊藤 2020:44-51]

アンラーニング「学びの解体」に向けて

自分のなかの、そして他者のなかの多様性（や無限性）を見出そうとするときに、まず知ること、つまり「知識」が必要であり、そしてその知識を使って考えること、すなわち「思考」も重要になる。その意味では、知識とは配慮や敬意の出発点であるともいえる。「知識」を得て「思考」することにより、人は理解を深め、それにより自由になることもある。しかし、同時に、知識とは「規範」であるということを見ると、人を拘束・束縛することもありえるのだ。本来、知識とは「自己」と「他者」の理解を促すことに貢献する一方で、知識を得ることは、規範に縛り付けることもあるし、またそうした知識によって人は特権を得ることもある。

知識が特権を得る手段でもあることに対して、いかにそうした知識による序列化や特権化を招かな

い方法を提唱したのが、インド出身で長年アメリカの大学で教鞭をとってきたガヤトリ・チャクラバルティ・スピヴァクである。彼女が提案したのが、「ラーニング Learning / アンラーニング Unlearning」という方法である。スピヴァクは「学ぶこと Learning」の特権的なふるまいを再考して、他者との共生を探るような「学び」のあり方を「学びの解体」あるいは「学びなおし」として「アンラーニング Unlearning」として位置づけた。

「アンラーニング」とは様々な「差異」を序列関係に位置づけるのではなく、「共生」するためのひとつの倫理的なふるまいとして捉えなおすことである。つまり、ジェンダーやセクシュアリティの領域に引き付けると、それらをめぐる既存の価値観を再検討し、多様性に関いていく方法として適用することにつながる方法である。異性愛やシスジェンダー³という多数派による知識は、これまで名指されることなくすでに社会のなかに埋め込まれているのであり、人びとはそうした知識を意識することなく学び、そして身に着けている。これまで人が教育をとおして学んできた内容は、すべからく異性愛的であり、シスジェンダー的であるといっても過言ではない。

となれば、「多様性」に意識的になる、あるいは尊重するとは、それほどたやすいことではない。これまで学んで身に着けてきた考え方や内容について、「アンラーニング」すなわちこれまで学んだ既存の内容をいったん解体し、その後に新たに学びなおすことをしていく必要がある。もちろん、そうした過程では軋轢や葛藤や摩擦を感じることも多いだろう。「多様性」を尊重するとは、これまでの既得権益や既存の知識を手放す勇気も求められ、そうした先にこそ、「みんなちがって、みんないい」という世界が待ち受けているのだ。

参考文献

伊藤亜紗 2020 『手の倫理』 講談社

フーコー、ミシェル（渡辺守章訳） 1986

『性の歴史Ⅰ 知への意志』 新潮社

スピヴァク、ガヤトリ・C（上村忠男訳） 1998

『サバルタンは語るができるか』 みすず書房

3 シスジェンダー：出生時に割り当てられた性別が性自認（性同一性）と同じである人

ジェンダーギャップ是正で「誰も取り残さない社会」を

ジャーナリスト・相模女子大学大学院特任 教授 白河 桃子

1) ジェンダーギャップの現状

毎年発表される世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数。今年の日本は前回の 156 か国中 120 位から146か国中 116 位となった。順位が上がっているように見えるが、対象国が減ったせいで、実態としては 0.650 ポイント（1 に近いほど男女格差がない）で、前回よりも 0.05 ポイント後退している。「政治」「経済」「教育」「健康」のうち、経済、政治分野は特に順位が低い。「政治」は 146 か国中（139 位↑）で、「経済」は（121 位↓）となっている。OECD 圏内では最下位だが、146 か国では日本より下位の国はイスラム圏が多い。この状況では先進国とは言い難いのではないか。

グローバルの現状を見ると、先進国のジェンダー平等推進は加速している。その理由は「人権」の課題であり、SDGs の視点がある。持続可能な社会、持続可能な経済のために「ジェンダー平等」が必要だという考え方だ。経済の視点でも「イノベーション」の条件は多様性であり、多様性を許容しない社会は「イノベーションが起こりにくく、投資先としての価値がない」とみなされる。

グローバルには「ジェンダー格差」は大きな課題であり、さまざまな分野での「ジェンダーバランス」の隔たりを是正しようとする動きが広まっている。日本の経済、行政、司法を見れば、意思決定層となると「中高年男性」の姿が圧倒的に多い。アリババの創業者ジャック・マー氏は日本について「会議室に入ると、そこにいるのは銀髪の男性幹部ばかりだ」という違和感を口に出している。

2) 課題：いかに同質性のリスクを回避するか？

なぜ「ジェンダー平等」が重要課題なのかという本質的な問題をまずは解説する。

極端に「同質性の高い」場所では不祥事や見落としが起きやすい組織のメカニズムがある。「集団浅慮（グループシンク）」という現象だ。

「集団浅慮」は組織が個人の総和よりもレベルの低い意思決定をしてしまうことを意味する。社会心理学者のジャニス（1972）が提唱して以来、様々な防止策が研究されている。例としては「米ビックス湾事件（キューバ侵攻）」、「旧日本軍の失敗」などもあげられる。集団浅慮で起きるのは、「集団の実力の過大評価」「不都合な悪い情報を入れない」「内部からの批判や異議を許さない」「他の集団をきちんと評価しない」「逸脱する人を許さない同調圧力」「集団内の規範を重視する」などの事象だ。

みなさんの所属する組織にも、このような光景はないだろうか？ 日本の企業に相次いで起きる不祥事、金融不正、データ改竄などを考えると、誰もが「うちの会社にも」と思い当たるのではないか。

思い起こすのは、日本のジェンダー規範のターニングポイントとなったオリパラ委員会の森喜朗氏の「ジェンダー炎上」発言である。「女性の入る会議は長くなる」「（うちの組織の）女性にはわきまえておられる」などという発言が「女性蔑視発言」として連日メディアに取り上げられた。処遇検討を求め、20 代の大学生能條桃子さんらが募った署名は、あっという間に 5 万筆を超えた。5 年前なら「いつものこと」「悪気はなかった」で終わっていたかもしれない。しかしグローバルでは #MeToo、#BLM の流れを経て、「差別」問題を「悪

気はなかった」で看過してはくれない。また沈黙もしない。なぜなら「黙っていることは差別に加担すること」という意識が、企業などにも浸透したからだ。五輪の最大のスポンサーである米 NBC テレビが「森氏は去らねばならない」という意思表示をしたことで、森氏はオリパラ委員会の長の座から辞任せざるをえなくなった。また、あるオリパラ関係者は、森氏の解任時に「もっと大きな“爆弾”がある」とこぼしていた。後に開会式直前の責任者の交代などを見て、これだったのかと思う。関係者の中に「いずれまずいことになる」とわかっていた人はいたのだ。でも言い出せなかった。

「同質性」の高い組織では「集団浅慮」による悪影響が起きる典型例ではないか？オリパラ委員会の関係者によれば「大学時代の体育会からの先輩後輩関係」が色濃く、体育会系の文化、縦社会、男性中心のホモソーシャル社会の縮図のようになっているという。

「見落とし」には多数の例がある。例えば車のシートベルトは男性のダミーで実験が行われており、「1998～2008年までの米国での自動車事故データでは、同等の事故に遭った際に重傷を負う確率は女性のほうが47%高かった」ことを考えると女性のダミーを使った実験も必要ではなかったのではないか？

また、メルセデスベンツが男性ばかりのチームで開発した「音声認識システム」は女性の声を認識できないという初歩的なミスがあり、開発費をドブに捨てたことがある。薬の治験はほとんどが「白人男性」中心に行われている。

しかし、近年「ジェンダード・イノベーション」という性差に注目した視点を研究開発にとりいれる動きがある。

欧州連合（EU）は、21年以降、原則全ての研究で性差分析の組み込みを義務化した。特に今後の社会のベースを構築するAIの分野では重要だ。現在8割のソフトウェアが男性エンジニアによって作られている。AIに学習させるデータはすでに「バイアスがある状態」の社会のデータなので、そのままにしておくと「女性やマイノリティーに不利益や差別されやすい状況をもたらす」ことがある。アマゾン採用AIツールを開発していたが、断念したという経緯がある。過去のデータを学習させたが、10年分の履歴書は大半を男性が占めていたので、AIツールは女性を避けて採用していたのだ。

5兆円市場と言われる「フェムテック¹」市場も、女性のスタートアップ経営者という新しいプレイヤーが出てきたからこそこの市場である。顧客の5割は女性なのに、今までは見落とされていた市場である。

政策ではコロナによる危機に対応するため「各人に10万円の給付」を決めた時「世帯主」の口座に給付する仕組みだった。「DV被害者で、世帯主である夫から逃れて生活している」女性やその子どもの存在が見落とされていた。彼女たちはどうやって10万円を受け取れるのか？あとから女性議員らが追加の措置を訴えた。

3) 解決策：いかにしてジェンダー平等を獲得するのか？

①クォータ制

同質性のリスクを防止するには、少なくとも決定に影響を及ぼす一定の割合(クリティカルマス)として、たとえば3割以上の、同質ではないメンバーがいて、「わきまえず」発言できることが重要だ。つまり「多様性」と「心理的安全性」の両方があるべきだ。

日本の意思決定層において、女性は最大のマイノリティである。人口の半分を占めるのに、意思決定層

1 フェムテックとは、Female（女性）とTechnology（テクノロジー）をあわせた造語。
女性のライフステージにおける健康課題を、テクノロジーで解決するサービス、商品の事を指す。

にいる女性は3割どころか、ゼロも珍しくない。上場企業の女性役員比率は7.4%だが、女性役員ゼロ企業は43%もある。(2021年7月調査)

よく「女性を入れたら儲かるのか?」と聞かれるが、今まで多様性をいれなかったこの「リスク」や「見落とし」を考えるべきだ。

あらかじめ構成比を決めてしまうことをクォータ制という。極端に人種や男女などの隔たりがある場合、変化を加速するためのアファーマティブアクションと言われる試みだ。特に政治分野では「公のこと」は「みんなのこと」を決める場なので、男女比は人口比に近い方がいい。世界で国政レベルにおいてクォータ制の導入が判明している国の数は87か国である。(平成23年版男女共同参画白書より)「実力のない女性議員が増えるのか?」という反発が必ずあるが、クォータ導入後も女性議員の質は下がらず、さらに「質の悪い男性議員を排除する」効果があると、スウェーデンの政策の実証研究でわかっている。(奥山陽子・ウプサラ大学助教授 日経新聞「経済教室」2021)

②アンコンシャスバイアス²への対処は「見える風景を変えること」

まずは全ての人に「ジェンダーレンズ」を身につけて欲しい。それはメガネをかけるように簡単なことだ。「人口比で5:5なのに、なぜこの場に女性が(または男性が)少ないのか?」という視点である。先日国交省が開催するシンポジウムが男性登壇者のみで批判された。これは「Manel」といい、男性だけのパネリストで開催されるパネルのことだ。欧米では恥ずかしいこととされ、日本でも外資系企業などは「登壇を依頼されてもManelは断る」というルールを設けている。人の目にうつる男性ばかりという光景を男女ともにいる光景に変えていくことは「ステレオタイプ」「アンコンシャスバイアス」を払拭する上でとても重要だ。ドイツのメルケル首相が退陣したとき、小学生の男の子から「男も首相になれるの?」という言葉が出た。生まれてからずっと女性の首相しか見たことがないからだ。行政のパネルや委員会など、できるところから男女比を変えていくルール化も重要だ。またメディアは風土を作る上で大きな役割を果たしている。

日本のジェンダーギャップが一番大きなところは政府とオールドメディアである。

特にテレビはステレオタイプを再生産する強力な力がある。BBCがやっている「50:50」プロジェクト(番組内の男女比を5:5にする)のような仕組みが必要だ。広告の力で「ステレオタイプを払拭する」ための国連の取り組み、アンステレオタイプアライアンスというプロジェクトにP&Gなど多くの企業が参加している。日本支部も2020年に立ち上がっている。2020年、2021年と日経新聞と共同で、「日経ウーマンエンパワメント広告賞 アンステレオタイプ広告賞」を選出している。

③ジェンダー統計と開示

ジェンダー平等には、ジェンダー統計の開示も重要だ。台湾はアジアで多様性を重視した環境が進んでいる。政治分野のクォータ制もあり、2012年に女性議員の数が4割を突破した。デジタル担当相オードリー・タンについての本を書いている近藤弥生子さん(ノンフィクションライター)にヒアリングしたところ、「ITを使った台湾のジェンダー平等の開示」の仕組みがとてもよくできていた。首相補佐官森まさこ議員とのズーム会議でプレゼンをしてもらい、以下のことがわかった。

—2011年に台湾行政院が制定した「男女平等政策ガイドライン」では、各省庁及び地方政府が、政策や法律に関わるプロジェクトを始動する際、参加メンバーの男女比率等を示す資料を提出することが義務付けられた。

2 アンコンシャスバイアス

無意識のバイアス、無意識の偏見を意味する言葉である。Unconscious(自覚しない、無意識の)と、Bias(偏見、先入観)をあわせた造語で、自分では気づかないまま心の中に持っている偏った見方・考え方、根拠のない思い込み、先入観・固定概念などを指す。

—「ジェンダー平等委員会」によって審査され、基準を満たさない場合は却下される。

—台湾行政院「重要ジェンダー別統計データベース」は2015年から設置され、あらゆるジェンダー別の統計が公開されている。（それもPDFだけでなく、官民だれもがダウンロードして利用できるように、Excel形式・JSON形式などが選べる。）

議員や低収入の人、有価証券を販売する企業の役員、海外視察団、校長の数まで、あらゆる公の男女比がサイトで公開されている。

日本もジェンダー統計の開示は着々と進んでいる。これは林伴子元男女共同参画局長のパワフルな牽引力のおかげだ。以前は日本の統計は男女比に特化したものがまとまっておらず、数字をとりにくかった。ジェンダー統計がないと「もう女性の時代でしょう」「女性は十分強いよ」という印象論に流されてしまう。見える化は重要だ。

しかし台湾のような「比率を届け出て、ダメ出しがある」という制度は日本にはない。

オードリー・タンさんによれば、この仕組みの効果は「すべての公務員たちが『自分たちが関わる仕事が、どれだけジェンダーの平等に影響するだろうか』と考えるように鍛えられたこと」という。何かをやりたい人は常に「男女比は？」と意識する習慣がつくのだ。これは重要なポイントだ。

④環境整備 多様な働き方による多様性の実現

「実力があれば男女は関係ない」一見正論のようだが、そもそも実力とはなんだろうか？「妊娠出産で仕事を休む可能性がなく」「子育ての責任を放棄し、24時間365日を仕事に捧げられる」ということではないだろうか？つまり労働時間である。パートナーにケア労働をすべて丸投げすることが「実力」とされていないだろうか？今までの「実力」は専業主婦を持つ男性用の働き方を前提にするものだった。特に政治とメディアの世界はいまだに「24時間稼働できない」ことが悪とされている。

しかしコロナで働き方は大きく変わり、場所や時間の柔軟性が広がった。フレックスタイムとテレワークは子育て期の女性にはメリットが大きい。また共働きが生活を支える若い世代の男性ほど家事育児時間も増えている。男女ともに多様な働き方が可能になり、初めて多様性への道が拓かれる。働き方の場所や時間が柔軟になることは、男女、子供のあるなしにかかわらず、全ての人に恩恵をもたらす。

ジェンダー平等とは女性のためだけのものではない。ジェンダーギャップは多様性と人権のバロメーターであり、「誰も取り残さない」社会であるかを問うものなのだ。

参考文献：

https://note.com/yaephone/n/n298c60d8a00b?fbclid=IwAR33VoGWwHkNnSq21w-ffquF0sm4_e5NGXuWnKrwpx7rJfkcdWunokhME

台湾のジェンダー平等施策、なかでも「ITで男女比を公開する仕組み」についての報告資料を公開します。

近藤弥生子 | 台湾在住ノンフィクションライター

2022年5月23日 11:43

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD043ND0U1A800C2000000/>

男女均衡参加、再生への鍵 民主主義の未来

奥山陽子・ウプサラ大学助教授

経済教室 日経新聞

2021年8月20日 5:00

【実践ノート】

自尊感情の高揚を目指して ～神出学園の取組～

兵庫県立神出学園 校長 宮脇 智子

1 はじめに

（公財）兵庫県青少年本部県立神出学園は、全国初の公立の宿泊型フリースクールとして、平成6年に開設された。以来29年に渡って、不登校やひきこもりを経験した10代後半から20代前半の若者たちに対し、自分づくりと生き方探しの支援を行ってきた。

学園の支援目標は「自尊感情を高める」「自信・勇気を持たせる」「社会性を育む」の3つである。自尊感情とは「自分のできることできないことなどすべての要素を包括した意味での『自分』を他者とのかかわり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる気持ち」（東京都教職員研修センター）と定義されている。ここでは自尊感情を高めるための神出学園の取組を提示し、その成果や課題について考えてみたい。

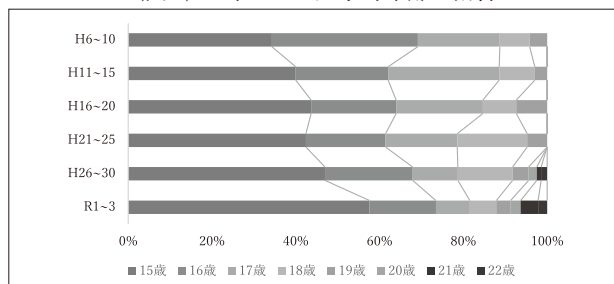


2 学園生の背景

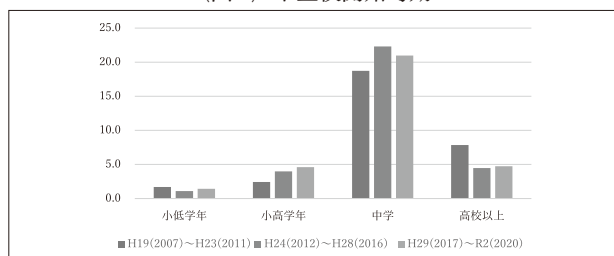
入学対象は、「中学校を卒業した県内在住の23歳未満の人」である。開設当初は高校2年生・3年生相当の年齢（16歳～17歳）の割合が多かったが、近年では中学卒業後すぐに入学する者（15歳）の割合が増加している。（図1）

学園生の不登校開始時期は近年、低年齢化しており（図2）、学園に入学してきた時点で、既に何年もの間、家にひきこもっていた者も少なくない。発達障害や精神疾患がある者も増加傾向にある。

〈図1〉5年ごとの入学時年齢の割合



〈図2〉不登校開始時期



3 学園の支援体制

支援のイメージ図を図3に示す。学園では、生活や進路を支援する教務スタッフ1名と、カウンセリングで心のケアを行う心理スタッフ1名の、2名が1組となって一人の学園生を担当している。他にも、健康管理に当たる看護師、寮での共同生活をサポートする生活指導員、管理栄養士や調理員、事務職員、運転員兼技術員、精神科医（非常勤）などのスタッフが学園生を支えている。

〈図3〉学園の支援体制



(1) スタッフの心得

全ての学園生が不登校・ひきこもりを経験しており、「学校に行けない」「社会との関わりを持ってない」という自分に失望を感じ、自信を無くした状態で入学してくる。そのため、学園生に接する際はきめ細やかな配慮が求められる。4月当初のスタッフ研修において、以下のことを周知徹底したうえで、スタッフと学園生との関わりが始まる。

●学園生の心理

- ・不安と緊張は極限状態にある。
- ・対人関係に極端に神経を使っている。
- ・自分を閉ざして防衛的になっている。
- ・心身の分離状態にある。

(以上はあくまで可能性を示す)

●学園生への対応

- ・拒否的、否定的対応を避ける。
(×「ダメだなあ」×「嫌だなあ」)
- ・指示的、叱咤^{しった}激励的対応を慎む。
(×「～しなさい」×「頑張れよ!」)
- ・評価的言動をしない。
(×「そんなのできないのか」×「君には無理だろう」)

●寄り添う対応

- ・受容的、共感的な言葉
(○「それもいいね」○「そうなのといいね」)
- ・共に歩く伴走者
(○「一緒にしよう」○「やってみようよ」)
- ・可能性を信じる言葉
(○「できると思うよ」○「それもいいかも」)

(2) 支援相談会議・ケース会議

ア 支援相談会議 (月1回)

学園生の心の状態を理解し、寄り添い、スタッフとの信頼関係を築くことが支援の第一歩となる。支援相談会議では、個々の学園生について、学園生活の様子、プログラムを通して見える姿、カウンセリングの様子、心理検査の結果等を持ち寄り、支援の方策やスタッフの役割分担等を話し合う。新入生に関しては、成育歴、不登校・ひきこもりになったいきさつ、現在の心理状態等の情報を共有し、支援の方針を検討する。

イ ケース会議 (月1回)

事務職員を除く全スタッフが出席し、精神科医(非常勤嘱託)を交え、対応が困難なケースについて医学的知見からアドバイスを受けながら話し合う。本人が抱える問題への対応、医療機関や他機関との連携等について検討を行う。

4 学園のプログラムによる自尊感情の高揚

(1) 様々な体験活動

学園生は、動物飼育、農園、料理、書道、華道、茶道、美術・工芸、ミュージックなど23のプログラムの中から、自身の興味関心に応じて選択し参加する。活動内容をスタッフが提示する場合もあるが、学園生が「したい・作りたい」ことに取り組むプログラムも多い。学園では「〇〇をしてみたい」という学園生の前向きな気持ちを大切にしている。「自分の提案を受け入れ、スタッフや友達が共に作業に取り組んでくれた」という経験を積むことにより、自己肯定感や他者への信頼感を育んでいる。

また、全てのプログラムで「スモールステップ」を意識した取組を行っている。達成できたかどうか学園生が自己評価できる目標を段階的に設定し、何に向かってどのように取り組めばいいかを明確にする。小さな目標を一つずつ達成することにより、学園生は成功体験を多く積むことができ、失敗しても原因を探り再挑戦しやすくなる。これは、失敗経験が自己否定に繋がるという悪循環を防ぐことになる。

例えば動物飼育(馬)では、「馬に慣れる→餌やり・馬小屋の清掃→直接の世話(ブラッシング、蹄の手入れ等)→乗馬」というステップを踏む。学園生は、馬の世話を通じて少しずつ馬との信頼関係を



築き、最終的には「乗馬」によって、馬が自分のサインを受け取り思った通りに動いてくれるという感動や、躍動する馬との一体感を味わう。

動物を世話することによって動物への愛情や責任感も芽生える。

(2) 社会性を育むプログラム（就労体験、地域活動）

学園周辺のゴミ拾い等を行う「地域活動」や、地元企業の協力による「就労体験」を実施している。「地域の人にお礼を言ってもらえた」「不登校・ひきこもりだった自分が働くことができた」という体験が、学園生の自信となっている。

(3) SST（ソーシャルスキルトレーニング）

社会性やコミュニケーション能力の育成のため、学園では作業療法士を講師とした SST を取り入れている。体の感覚は感情と密接な関係があることや、感情をコントロールしながら他者とうまく付き合う方法等を学び、ロールプレイを交えながら気持ちの伝え方、会話の仕方等を練習する。SST はプログラムのみで学習するのではなく、日常の学園生活に般化しようスタッフが意図的に支援している。自分の気持ちや意図をスタッフや友達に「伝えることができた」「伝わった」と感じられる経験を増やすことで、コミュニケーションに対する苦手意識の改善を図っている。

(4) 個別相談

毎週木曜日（帰宅日）に、学園生と教務スタッフの個別相談を行っている。個別相談の過程は以下のとおりである。学園生の自己理解を促すとともに、スタッフからの適切な評価が自信となり、次週の登園への意欲に繋がる。

①ウォームアップ	・緊張をほぐす。
②課題の把握	・学園生自身が課題と感じていることを拾い上げる。 ・優先的に取り組む課題を絞る。
③問いかけによる課題の認識	・問いかけに答える。 ・学園生が抱える困難を言語化する。
④ゴールの共有	・課題とゴールを明確化する。
⑤解決に向けたアプローチ	・現時点で取組可能な行動を決める。
⑥フィードバック	・意欲、変化などの共有。喜ぶ。賞賛。 ・新たな課題へ。

5 カウンセリング

学園では、心理カウンセラー 3 名が常駐している

（週 29 時間の会計年度任用職員 2 名を含む）。学園生は週 1 回、担当のカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。カウンセラーは空き時間に園内を巡回し、気になる学園生に声をかけたり、一緒にプログラムに取り組んだりしている。カウンセラーにいつでも話ができる環境は、学園生の心の安定に繋がっている。

6 寮生活

寮生活は、不登校・ひきこもり状態だった学園生にとってハードルが高い反面、社会性や協調性を伸ばす最も有効な体験となっている。寮では、メンタルフレンド的な存在である若い生活指導員が、学園生の支援を行っている。

集団生活であるため、当然ながら様々なトラブルや人間関係の葛藤が生じる。スタッフは単に仲裁に入るのではなく、なぜそのような問題が起こったのかを学園生とともに考え、「あなたはどうしたい?」「どんな方法ならできそう?」と問いかけながら、学園生自身が解決に向けた行動を起こせるよう支援する。

成功も失敗も経験しつつ集団生活を送る中で、「困ったときは相談すればいいんだ」「自分一人でも悩まなくていいんだ」という気持ちが芽生える学園生も多い。

7 効果・成果

令和 3 年度修了生に対して実施した「自尊感情測定尺度（東京都版）」の集団統計結果を図 4 に示す。自尊感情の 3 つの尺度（A「自己評価・自己受容」B「関係の中での自己」C「自己主張・自己決定」）全てが高まっていることがわかる

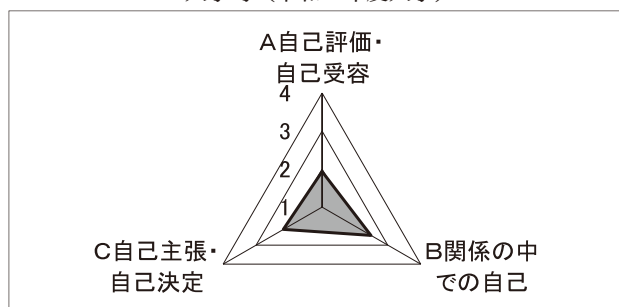
また、令和 3 年度学園生アンケート「学園生活を通しての自分自身の変化」の結果を図 5 に示す。ほとんどの学園生が変化を感じており、特に他者との関係性（「人と話すようになった」「人との関係が作れるようになった」等）や自己理解（「自分の特性を理解できるようになった」等）に変化を感じている学園生が多い。同じアンケートを保護者にも実施したところ、多い順に①「人との関係を作れるようになった」52.2%②「考え方に変化があった」47.8%③「自信がついた」39.1%となった。

アンケートの自由記述欄には、学園生では「知らないことでもやってみようと思えるようになった」「将来の希望が持てた。人に話しかけることがなかったけど、今では学園の人たちと何でもしゃべります。僕は変われた!!」、保護者では「寮生活を通してコミュ

ニケーション能力も向上した」「神出に行く気持ち
が前向きになるからゲームをやめる、と自ら決心しス
マホにロックをかけた。大きなエネルギーが沸いてい
るようだ。」等の記述が見られた。自他ともに学園生
活を通しての変化を実感していることが伺える。



＜図4＞自尊感情測定尺度（東京都版）
入学時（令和2年度入学）

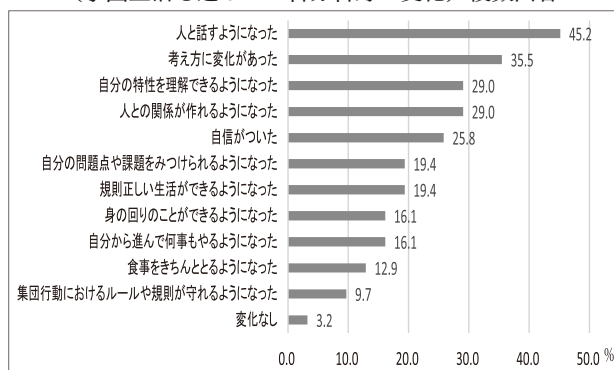


修了時（令和4年2月）



※注：「入学時」のデータは学園生が入学時の自分を振り返って回答したもの。

＜図5＞令和3年度学園生アンケート
（学園生活を通しての自分自身の変化）複数回答



8 課題

近年、発達障害のある学園生が増加している。スタッフの自主性を尊重する関わりや、フリースクールとして適度な自由度とゆとりをもたせたプログラムが、発達障害のある学園生にとっては「何をすればいいかわからない」「見通しがもてない」という困り感に繋がる場合もある。今後、フリースクールの良さを生かしつつ、発達障害のある学園生にもわかりやすく取り組みやすいプログラムや支援の在り方を検討する必要がある。

また、途中から登園できなくなる学園生も少数であるが存在する。登園できなくなった原因を分析し、より適切な支援の在り方を検討すると同時に、学園以外の相談支援機関等との連携をより強化することが今後の課題である。

9 おわりに

「人は信頼できない」「自分はダメな人間だ」などというマイナスの感情を抱いて入学してきた学園生が、修了のとき「初めて人と別れる寂しさがわかった」「自分は変わった」と涙をこぼす姿は、胸を打つものがある。

自尊感情は「他者とのかかわり合い」を通してこそ育まれる。スタッフや友達との信頼関係づくり、スモールステップでのチャレンジ、困った時に誰かに相談するという経験等、学園生活の全てが、学園生の自尊感情の高揚に繋がっている。これらは神出学園でしかできない支援ではなく、学校や職場など、あらゆる場で実践可能であり、不登校・ひきこもりの未然防止にも役立つものと考えられる。

今回、このような研究発表の機会を与えていただいたことに感謝申し上げますとともに、本稿が子どもや若者の育成支援に携わる関係者の皆様の一助となれば幸いです。

あとがき

兵庫県立大学 名誉教授 野津 隆志

本年度の研究紀要第二十四輯は、これまでの研究紀要を、より読みやすいデザインと記述に改良した最初の紀要です。新しい研究紀要が今まで以上に多くの方に人権について考えるきっかけになることを期待しています。

紀要では3本の専門家による論文と1本の実践ノートに掲載しています。一昨年から続くコロナ禍の影響で、執筆者各位には研究や執筆活動に困難な環境にあったと思いますが、それにもかかわらず貴重な論考をお寄せいただいたことに感謝を申し上げます。以下では各論文と実践ノートを簡単に紹介しておきます。

曾我部真裕氏には、インターネット上の誹謗中傷対策の一つである「プロバイダ責任制限法」の改正について執筆いただきました。インターネット上での誹謗中傷は近年大きな社会問題となっています。この研究紀要でも第十四輯(平成24年度)、第十六輯(平成26年)、第二十二輯(令和2年)にインターネットをめぐる人権課題が取り上げられています。論文では、2021年4月に改正された「プロバイダ責任制限法」の内容が詳しく解説されています。この法律改正によって、インターネット上に人権を侵害する投稿を行った発信者の情報開示のあり方が、今まで以上に詳しく規定されることになりました。情報開示までの期間の短縮や情報開示では請求できる範囲が広がったことが紹介されています。

河口和也氏は今日的な人権課題の一つである性的指向や性自認について論究されています。この研究紀要でも第二十輯(2018年)にはじめて「LGBT/ 性的マイノリティと学校教育」という論文が掲載されました。それだけまだ未開拓で困難な人権課題と言えるでしょう。河口氏はその困難さの一つに、性をめぐる「マジョリティ」と「マイノリティ」という社会での分割された位置づけが存在し、「性的マジョリティ」が「ふつう」とみなされていることに問題があることを指摘します。多数者であるというだけでそれが当たり前と思われ、あえて内容を問われず「ふつう」の位置を保ち、「ふつう」でないマイノリティに対する差別が生まれると述べています。

白河桃子氏にはジェンダー格差の是正について執筆いただきました。毎年、世界経済フォーラムが公表するジェンダーギャップ指数では日本は常に下位に位置しています。今年は146カ国中116位でした。論文ではこうしたギャップを是正するために、SDGsの視点が重要であることが主張されています。持続可能な社会と経済のためには「ジェンダー平等」が必要だという考え方です。ジェンダー平等が達成されていない同質性の高い組織では不祥事や見落としが起きやすく、持続可能な組織とはいえません。論文ではジェンダー格差是正のために、あらかじめ男女比を決めておくクォーター制、すべての人が常にジェンダーを意識するジェンダーレンズ、ジェンダー格差を見える化するジェンダー統計の開示などが提言されています。

実践ノートは、兵庫県で人権に関わる現場での経験の豊富な方に、現場の目線で実践活動を執筆していただいています。本年度の実践ノートは、兵庫県立神出学園校長の宮脇智子氏に執筆いただきました。神出学園は平成6年(1994年)に全国初の公立の宿泊型フリースクールとして開設された教育施設です。生徒は、不登校やひきこもりを経験した10代後半から20代前半の若者です。さらに近年では発達障害や精神疾患がある生徒も増加傾向にあります。学園はこうした困難を抱える若者たちにさまざまな支援をしてきています。実践ノートでは、特に若者たちに自尊感情を高めるさまざまな取組とその成果が具体的に紹介されています。

研究推進委員長及び執筆者紹介（論文掲載順）

野津 隆志（のつ たかし） 委員長

兵庫県立大学名誉教授 博士（教育学）

智雲ボランティア活動研究所代表

URL <http://notsulabo.main.jp/>

専門：比較教育学、教育人類学—アジアの子どもの教育と人権に関する研究

著書

『アメリカの教育支援ネットワーク』東信堂 2007 年

『タイにおける外国人児童の教育と人権—グローバル教育支援ネットワークの課題』ブックウェイ 2014 年

『市民活動概論—ひょうごとアジアの NPO・NGO・ボランティアを学ぶ—』学術研究出版 2015 年

『私の赤ちゃんは先生です』学術研究出版 2018 年

曾我部 真裕（そがべ まさひろ）

1974 年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、司法修習生（第 54 期）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て 2013 年から現職。放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）共同代表理事、情報法制研究所（JILIS）副理事長など。著編著に『情報法概説（第 2 版）』（共著、弘文堂）、『憲法 I 総論・統治（第 2 版）』『憲法 II 人権（第 2 版）』（共著、日本評論社）など。

関連論考

「SNS 中傷対策と表現の自由を考える」月刊公明 177 号（2020 年）48 頁

<http://hdl.handle.net/2433/253720>

「SNS 中傷対策と表現の自由」NHK 視点・論点（2020 年 8 月 4 日）

<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/433993.html>

「侮辱罪の法定刑引き上げ、論点を考える」Voice537 号（2022 年）134 頁

<http://hdl.handle.net/2433/275802>

河口 和也（かわぐち かずや）

広島修道大学人文学部 教授（2002 年 4 月より広島修道大学助教授、2003 年 4 月より同大学教授）2022 年 4 月より人文学部長。

筑波大学大学院博士課程社会科学部単位取得満期退学専攻は、社会学で、とくにゲイ・スタディーズ、クィア・スタディーズの領域で研究。

最近では、性的マイノリティに対する社会意識と政策の研究、地方都市で生活する LGBT に関する研究を行っている。また、近年は、ゲイの当事者として教育関係者・行政関係者・企業関係者に対して、LGBT 対応関連の講演活動を行っている。

広島県男女共同参画財団 LGBT 関連顧問。

著書に、『ゲイ・スタディーズ』（1997 年 青土社）、『クィア・スタディーズ』（2003 年 岩波書店）、『同性愛と異性愛』

（2010 年 岩波書店）、『教養のためのセクシュアリティ・スタディーズ』（2018 年 法律文化社）。訳書に、『グローバル・セックス』（2005 年 岩波書店）、『ゲイ・アイデンティティ—抑圧と解放』（2010 年 岩波書店）など。

河口和也研究室 URL

<http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/>

白河 桃子（しらかわ とうこ）

相模女子大学大学院 特任教授、昭和女子大学 客員教授、iU 情報経営イノベーション専門職大学 超客員教授、東京大学大学院情報学環客員研究員

委員

文化庁「独立行政法人国立美術館の運営に係る有識者会合について」有識者委員

総務省「テレワーク普及展開方策検討会」委員

経済産業省「新たなコンビニのあり方検討会」委員

内閣官房第 2 期「まち・ひと・しごと創成総合戦略」有識者委員

内閣府男女局「男女共同参画審議会」委員

内閣官房「働き方改革実現会議」有識者議員

著書

『「婚活」時代』（山田昌弘氏と共著、ディスカバリー携書）

『後悔しない「産む」×「働く」』（齋藤英和氏と共著、ポプラ新書）

『御社の働き方改革、ここが間違ってます！残業削減で伸びるすごい会社』（PHP 新書）

『働かないおじさんが御社をダメにする ミドル人材活躍のための処方箋』（PHP 新書）他多数

関係 URL 白河 桃子 プロフィールで検索してください。

宮脇 智子（みやわき ともこ）

（公財）兵庫県青少年本部兵庫県立神出学園 校長

兵庫県立神出学園校長 2021 年度～

兵庫県教育委員会事務局人権教育課副課長 2019 年度～2020 年度

公益財団法人兵庫県青少年本部兵庫県立山の学校副校長 2017 年度～2018 年度

兵庫県立龍野高等学校主幹教諭 2014 年度～2016 年度

兵庫県教育委員会体育保健課指導主事・主任指導主事 2010 年度～2013 年度

兵庫県立学校養護教諭 1990 年度～2009 年度

著書

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（兵庫県教育委員会発行、共書）

参考文献

神戸新聞総合出版センター編、小林剛監修、

「癒しの丘で—兵庫県立神出学園の不登校支援—」

兵庫県立神出学園 URL <https://www.kande-gakuen.jp/>

研究紀要第二十四輯

令和4年9月発行

編 集

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研究推進委員会

発 行

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

神戸市中央区山本通4丁目22番15号

兵庫県立のじぎく会館内

TEL078 (242) 5355

印 刷

株式会社旭成社

神戸市中央区琴ノ緒町1丁目5-9

TEL078 (222) 5800

